

令和6年度東予東部ものづくり次世代人材確保事業 (企業の高等専門学校への魅力発信支援) 業務仕様書

1 件名

令和6年度東予東部ものづくり次世代人材確保事業
(企業の高等専門学校への魅力発信支援)

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

3 業務目的

東予東部地域は、新居浜市の化学・一般機械、西条市の非鉄金属・電気機械、四国中央市の紙・パルプ加工製造と、ものづくり産業の一大集積地として本県経済を支える重要拠点となっているが、管内の中小ものづくり企業においては、慢性的な人材不足の状態にあり、特にIT化・デジタル化等の技術革新への対応力も備えた次世代の技術的なリーダーや幹部候補となり得る高等専門学校等の高等教育機関卒業生の確保が重要な課題となっている。

この課題に対応するため、四国内高専をターゲットに、企業に対する学校側の認知度向上と魅力を浸透させるための取り組みを行い、東予東部管内ものづくり企業に就職する学生の増加につなげることを目的とする。

4 業務概要

受託者は、東予東部管内ものづくり企業における人材不足の状況と上記業務目的を理解した上で、教員と企業担当者との意見交換会、出張講座、ものづくり企業体験イベント等、高専生への東予東部管内ものづくり企業への就職意欲喚起策を実施すること。

5 業務ターゲット

四国内高等専門学校（学生及び教員）

6 委託内容

(1) 意見交換会

①意見交換会の実施計画の作成

<内容>

- ・ 四国内高専の教員と企業の人事担当者等との意見交換会について実施計画を作成すること。

<想定している構成>

- ・ 協議会会長あいさつ
- ・ 自己紹介
- ・ 企業側からの意見等

- （例）自社の特徴、求める人材像、学生への効果的なアプローチ方法
- ・ 学校側からの意見等
- （例）企業の意見に対して学生のトレンドやマインド等説明しアドバイス

②意見交換会の実施

<内容>

- ・ 上記①で作成した実施計画を元に、意見交換会を2回程度開催すること。
開催方法については、オンライン又は対面とオンラインのハイブリッド型とし、協議会と協議のうえ決定すること。
- ・ オンライン開催にあたって必要な機器及び会場については、受託者において調達すること。
- ・ 参加募集を行い、参加者を決定すること。
- ・ 当日の司会進行を行うこと。

<想定時期及び回数>

- ・ 7～8月の間に2回程度

(2) 出張講座

①出張講座の実施

<内容>

- ・ 高専生のキャリア教育と企業の魅力発信を兼ねた出張講座について企画すること。
開催方法については、オンライン又は対面とオンラインのハイブリッド型とし、協議会と協議のうえ決定すること。
- ・ 企業がオンライン参加する場合、自社からの参加を基本とするが、自社からの参加が難しい企業については、機器及び会場の調達について配慮すること。
- ・ 参加希望企業を募り、高専側と日程調整のうえ、段取りを行うこと。

<想定時期及び回数>

- ・ 時期及び回数については高専側と協議して決定すること。
(参考) R5年度は10月～11月に20社実施。

(3) ものづくり企業体験イベント

①ものづくり企業体験イベントの実施計画の作成

<内容>

- ・ 東予東部管内ものづくり企業への高専生の就業意欲を高めるため、企業での就業体験に加えて、東予東部地域の魅力を体験できるプログラムなどを組み合わせた、2～5日程度のイベント（ものづくり企業体験イベント）についての実施計画を作成すること。
- ・ 実施計画については、協議会と協議の上決定すること。
(参考) R5年度実績

【夏季】次のとおり5日程で実施

- 1日目： オリエンテーション、講義
- 2日目： 就業体験
- 3日目： 講義、体験プログラム
- 4日目： 就業体験
- 5日目： 報告会

【春季】次のとおり2日程で実施

- 1日目： 就業体験
- 2日目： 就業体験

②ものづくり企業体験イベントの実施

<内容>

- ・ 上記①で作成した実施計画を元に、時期を分け、ものづくり企業体験イベントを2回程度開催すること。
- ・ 開催にあたっては、宿泊場所の確保及び体験プログラムの実施についても受託者において行うこと。
- ・ 参加募集を行い、参加者を決定すること。
- ・ 適宜、必要な保険に加入すること。
- ・ 参加学生に対して交通費（一律5千円の予定）を支給すること。

<想定時期及び回数>

- ・ 8～9月の間及び2月下旬～3月に1回ずつ実施

<留意点>

- ・ 学生の参加費は無料とし、交通費を一律5千円支給するほか、宿泊代及び体験プログラム費用についても参加学生の負担は無しとする（このため、基本的に参加学生の負担は食費のみの想定）。

交通費、宿泊代及び体験プログラム費用についても委託料に含むため、業務執行において留意すること。（東予東部3市や愛 work 等が実施しているインターンシップの学生・企業向けの補助制度がある場合、その活用も検討すること。）

(4) 企業・学生の実態調査及び業務実施効果の測定・分析

①企業・学生の実態調査

<内容>

- ・ 東予東部管内ものづくり企業の人材不足等に関する実態や高専生の就職に関する調査を行うこと。
- ・ 調査項目については協議会と協議の上で決定すること。
- ・ 調査結果については報告書として整理の上、協議会に提出すること。

②実績の報告

<内容>

- ・ 上記（１）～（３）の事業実施後、企業及び参加学生に対してアンケート調査を実施すること。
- ・ また、協議会と協議の上、可能な限り、本事業が企業の採用につながったかの追跡調査を行うこと。
- ・ アンケート調査及び追跡調査の結果を報告書として整理し、協議会に提出すること。

7 留意事項

- ・ 本仕様書に定めのない事項が判明した場合、又は本仕様書に定める内容について疑義が生じた場合には、速やかに協議会と協議し、双方合意の上で対応すること。
- ・ 本事業を一層効果的なものとするため、本仕様書に明記していない業務内容についても独自に企画し、協議会と協議の上で盛り込むことを妨げないものとする。
- ・ 本事業における成果物等の著作権その他の権利については、検査完了をもって協議会に全て移転するものとする。
- ・ 受託中に知り得た個人情報 は適正に管理し、漏えい、不正使用を行わないこと。委託期間終了後も同様とする。